

## 株式会社 RENATUS PEANUTS CLUB 会員サービス利用規約書

令和2年10月14日制定  
令和4年4月26日改定

株式会社RENATUS(以下、「甲」という)は、その提供する会員制サービス「PEANUTS CLUB」(以下、「本サービス」という)の利用規約(以下「本規約」という)を以下のとおり定めます。本サービス利用者(以下「乙」という)は本規約のすべてに同意したものとします。

### 第1条(規約の範囲)

1. 本規約は、本サービスの利用に関する甲と乙との間の権利義務関係を定めることを目的とし、甲と乙との間の本サービスの利用に関わる一切の關係に適用されるものとします。また、甲および乙は、本サービスを利用するにあたり、本規約を誠実に遵守するものとします。
2. 甲は、乙の事前の承認なしに、本規約、その他本施設の運営、管理に関する事項を変更することが出来るものとします。また、その効力は全ての利用者に適用されます。
3. 本規約の変更は、甲施設内の所定の掲載場所および、甲ウェブサイトに掲載することにより、随時利用者に通知するものとします。なお、本条に基づく規約の変更により乙が損害を受けたとしても、当社はその損害を賠償する責任を負いません。
4. 変更後の本規約は、甲が定める発行日から効力を生じるものとします。

### 第2条(サービス内容)

1. 甲施設において、乙に提供する本サービスは以下の号の通りとします。
  - (1) ペットホテル
  - (2) トリミングサロン
  - (3) フォトスタジオ
  - (4) コワーキングスペース
  - (5) カフェスペース
  - (6) ペットグッズの製造および販売
  - (7) オーダーメイドアパレル商品の製造および販売
  - (8) ドッグラン
  - (9) 上記に付随する総合カウンセリング等
2. サービス内容は、上記に加えて随時追加されるものとします。

### 第3条(会員)

1. 会員とは、本規約に同意の上で、第5条に定める方法に従って申込みをし、甲によって入会を承認された個人および、その個人名義の犬猫「登録犬・登録猫」をいう。乙は甲が入会を承諾した時点で、本会員規約の内容に同意したものとみなします。乙は、甲が

本サービスを提供するために必要な範囲において登録情報を取得し利用することに同意するものとします。

2. 本サービスを利用できるのは、甲施設に登録のある乙および乙名義の犬猫(以下、「登録犬・登録猫」という)に限ります。

### 第4条(会員区分・会員特典)

1. 乙は入会時に以下の号から、自身の会員区分を選択することができます。
  - (1) ビジター会員
  - (2) 一般会員
  - (3) 選べるサブスク会員
  - (4) 保育園会員
2. 乙に対し、第1項に定める会員区分に応じた甲施設内での会員特典は以下の号の通りです。
  - (1) ビジター会員
    - (ア) 入館料: 都度1,000円
    - (イ) 一般価格でのサービス利用
  - (2) 一般会員
    - (ア) 年会費: 5,500円
    - (イ) 一般価格でのサービス利用
  - (3) 選べるサブスク会員
    - (ア) 年会費: 5,500円
    - (イ) 一般価格でのサービス利用
    - (ウ) 月額11,000円で選べるサブスクサービスの中から2つのサービスが利用可能。
  - (4) 保育園会員
    - (ア) 販売するアパレルアイテム対象商品10%の割引
    - (イ) 提供するソフトドリンクを無料で飲み放題
    - (ウ) ペットホテル利用時に10%の割引
    - (エ) 入会時にペットホテル5泊分無料チケットプレゼント(※)
    - (オ) トリミングサロンにてシャンプーが月1回or月2回(※)
    - (カ) 新商品発表会に無料でご招待
    - (キ) ドッグランを無料で使い放題

※ペットホテル無料チケットは年払いの方のみ

※トリミングは週3回コースが月1回、週5回コースが月2回になります。

#### 第5条（サービス利用資格）

1. 甲は、次の各号に該当する犬猫に対し、本サービスの提供を拒否する権利を有します。
    - (1) 会員登録をしていない場合
    - (2) 登録犬・登録猫が室外で飼育されている場合
    - (3) 登録犬・登録猫が生後3カ月未満の場合
    - (4) 登録犬・登録猫が発情期（生理開始から4週間以内）である場合
    - (5) 各自自治体への登録犬・登録猫の登録と鑑札の交付を受けていない場合
    - (6) 狂犬病予防接種証明書またはかかりつけの獣医師による狂犬病予防接種猶予証明書類を持たない場合
    - (7) 本サービス提供日から遡り、過去1年以内に混合ワクチン接種（5種以上）を行っていない場合、またはサービス提供日時の時点で、ワクチン接種日から3日以上経過していない場合
    - (8) 登録犬・登録猫のノミ・ダニ等の外部寄生虫、ならびにフィラリア症の予防措置を行っていない等、著しく不衛生であると甲が判断した場合
    - (9) 登録事項ならびに乙から甲に申告があった事項に関し、虚偽の事実があることが判明した場合
    - (10) 登録犬・登録猫の吠え声がひどく近隣に迷惑がかかると甲が判断した場合
    - (11) 登録犬・登録猫の噛み癖がひどく他の会員及び犬猫に危険があると甲が判断した場合
    - (12) 過去に咬傷事故を起こしたことがある場合および、犬・猫および人に対して攻撃的な様子が見られ、安全を確保することが難しいと判断した場合
    - (13) 登録犬・登録猫のストレスが強く、サービスの提供により強い負担が予測されると判断した場合
    - (14) 現在、他の動物病院等で治療、通院中および体調不良等で本サービス提供に適さないと甲が判断する場合
    - (15) 感染性の皮膚疾患や伝染病が疑われるとき、長期的に下痢をしている場合
    - (16) 発情期または手術による出血中、ならびに出血が終わって4週間以内、妊娠中および産後の場合
    - (17) 獣医師より運動等を禁止されている場合
    - (18) その他、甲が本サービスの提供が適当でないと判断した場合
- [ペットホテル・訪問ペットシッティング]
- (19) 登録犬・登録猫が生後10歳以上の場合
2. 安心してご利用して頂けますよう最善を尽くしてまいります。慣れない環境で登録犬・登録猫が体調を崩す場合がありますので、予めご了承ください。

#### 第6条（入会手続き・申告情報）

1. 乙の現住所を確認できる本人確認書類（運転免許証、健康保険証、年金手帳、パスポート等）および登録犬・登録猫に関する正確な情報（鑑札、狂犬病予防接種注射済票、1年以内の混合ワクチン接種注射済票（5種以上）や年齢、健康状態を含むがこれに限らない。以下、「登録情報」といいます。）」を提供することにより、本サービスの利用にあたり必要な会員としての登録を申し込むことができます。また、乙が提供した情報が真実と異なっていたことに起因して、乙が本規約に定める不利益を被ることににつき承するものとします。
2. サービス利用に当たって乙が提供した乙および登録犬・登録猫に関する情報が事実と異なっていることが判明した場合、甲は、直ちに本サービスの提供を拒否する権利を有します。また、真実と異なる情報に起因して甲または第三者に損害が発生した場合（第三者登録犬・登録猫への伝染性疾患の伝播、または甲施設の一時閉鎖を要する伝染性疾患の蔓延等を含む）、乙は、甲および損害を被った第三者に対し、その損害を全額賠償するものとします。
3. 第1項の登録申し込みは、甲が所定の手続きを経て、乙の登録申し込みを承諾したときに完了します。
4. 甲は、乙が以下の各号のいずれかの事由に該当する場合、会員登録（再登録を含む）の申し込みを拒否し、または登録申し込みに対する承諾を撤回することができます。
  - (1) 甲に提供した登録情報の全部または一部に虚偽、誤記または記載漏れ等の不備があった場合
  - (2) 未成年者、成年被後見人、被保佐人または被補助人のいずれかであり、法定代理人、保佐人または補助人の同意等を得ていなかった場合
  - (3) 反社会的勢力等（暴力団、暴力団員、右翼団体、反社会的勢力、その他これに準ずる者を意味します。以下同じ）である、または資金提供その他を通じて反社会的勢力等の維持、運営もしくは経営に関与する等反社会的勢力等との何らかの関与を行っていることが判明した場合
  - (4) その他、甲が本サービスを提供できないと判断した場合
5. 乙は、入会申込完了後に甲施設の入館用アプリをスマートフォン等にインストールしていただく場合があります。なお、誤って入館用アプリを削除された場合は、甲施設スタッフまでご連絡ください。

#### 第7条（有効期間と更新）

1. 会員登録の有効期限は、第6条の規定により会員になった日の当日から12カ月間とし、期間満了日の1カ月前迄に、会員から弊社に対し、特段の意思表示が無い場合には、更に会員期間を1年ずつ自動更新するものとし、以後も同様とします。ただし、トライアルプランの有効期限は、第6条の規定により会員になった日の当日から2週間とし、有効期間の更新は不可とします。
2. 甲所定の更新手続きにより甲の承認を得て、年会費・更新手数料を支払期日まで支払った場合に会員資格を保有し続けるものとする。

3. 入会金無料で年会費を月払いで選択された場合、最低利用期間3カ月間とする。3カ月以内に退会される場合には入会金を乙は甲に支払うものとする

第8条(会費)

1. 乙は本条に定めるところに従い、入館料、または年会費を支払うものとする。
2. 年会費の支払方法は、乙の入会時に月払い又は、年一括払いより選択するものとする。
3. 会員の入会金・更新手数料は無料とする
4. 会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 年会費
    - (1) ビジター会員  
入館料: 都度1,000円
    - (2) 一般会員  
年払い: 5,500円
    - (3) 選べるサブスク会員  
月払い: 11,000万円 または 年一括払い132,000円
    - (4) 保育園会員  
回数によって価格の変動あり
5. 保育園会員について、飼い主様が複数名入会する場合、ファミリープラン①が適用されます。会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 入会費 不要
  - (2) 更新手数料 不要
  - (3) 年会費 2名～4名: 5000円、5名以上: 1万円
6. 保育園会員について、登録犬が複数頭入会する場合、ファミリープラン②が適用されません。会費の額は、次の各号に掲げるとおりとする。
  - (1) 入会費 不要
  - (2) 年会費 1頭目のプランの半額
7. 年会費の支払い方法については、甲が定める支払期日までに指定の方法にて、支払うものとする。
8. 年会費を月払いする場合は、会費お支払日から1ヶ月間となり、ご利用期間前に支払うものとする。
9. 会員が既に納入した会費等については、その理由の如何を問わず、これを返還しないものとする。

第9条(会員種別の変更)

乙は、甲の同意・承認を得て、その会員種別を変更することができる。

第10条(ご利用方法)

[施設全般]

1. 乙は本サービスの初回利用時には必ず事前に登録犬・登録猫の健康状態についてカウンセリングを受けるものとします。
  2. 登録犬が他の利用者や登録犬に危害を及ぼすなど、甲施設の利用に際して生じた事故やトラブルについては、甲は一切の責任を負いません。ただし、万が一、登録犬が他会員や、他会員の登録犬を咬んでしまった場合は、速やかに甲施設管理者に連絡してください。
  3. 施設を利用する場合は、甲が承認した登録犬以外の犬は、必ずマナーベルトまたはオムツの着用をしてください。
  4. 登録犬・登録猫が施設内で排泄した場合は、乙が責任を持って掃除をしてください。
  5. 乙は、登録犬・登録猫が施設内にて30秒以上吠え続ける場合、席・フロアの移動又は退店の協力をしてください。
  6. 乙は、登録犬が施設内にて、お預かり中(保育含む)に30秒以上吠え続ける場合、口輪を登録犬に甲が対処することにご協力ください。
- [ペットホテル・トリミングサロン・その他サービス]
7. サービスは予約制であり、事前の予約がない場合はご利用をお断りする場合があります。なお、サービスの予約受付は、会員区分ごとに以下の通りとします。

会員区分	予約可能日
ビジター会員	サービス利用日の3日前から
一般会員 べるサブスク会員 保育園会員	サービス利用日の1か月前から

8. 会員は、甲が定める方法により本サービスの予約を申し込むことができます。
9. 甲が前項の予約申し込みに対し、承諾する旨を乙に通知したときに本サービスの予約申し込みは完了します。
10. 乙は予約時間等に変更がある場合は甲に速やかに連絡するものとします。連絡なく予約時間に遅れる場合、甲の判断で乙に通知することなくキャンセル扱いとする場合があります。ご連絡が合った場合でも、他のお客様のご予約時間に影響がある場合は、甲の判断でお断りする場合があります。
11. 乙が予約を取り消した場合、次に定めるキャンセル料を甲にお支払いいただきます。ただし、特別な事情があると甲が認めた場合はこの限りではありません。

本サービスの取り消し期日	キャンセル料
2日前まで	キャンセル料は発生いたしません。
前日	予約した本サービスの料金の50%相当額

当日 連絡なしのキャンセル	予約した本サービスの料金の100%相当額
------------------	----------------------

[ペットホテル]

12. お預かり・お迎えは営業時間内の10:00～20:00迄とさせていただきます。
13. 本サービスのご利用料金は、お預かり(チェックイン)から24時間後までを1泊とする料金です。
14. 20:00を過ぎた場合は翌日のお迎えとなりますので、1泊の延長とさせていただきます。
15. お迎えが早まった場合でも料金の差額分は返金致しません。
16. 甲施設は 24 時間体制ではないため、夜間スタッフは駐在致しません。スタッフは近所に駐在し、Webカメラでの監視をさせていただきますので、予めご了承ください。
17. ご宿泊期間中に延長をご希望される場合は期間終了前に必ずご相談ください。なお、予約状況に応じて延長をお断りさせていただく場合がございます。ご連絡のないまま延長された場合は、延長分として通常料金の2倍を頂戴致します。
18. 宿泊の際は、愛犬・愛猫用のペットフードを持参いただくことを推奨します。持参いただけない場合、弊社にてペットフードをご提供しますが、別途料金を請求させていただきます。

[トリミングサロン]

19. トリミングにおいて甲が提示する仕上がり時間は目安であり、登録犬・登録猫の状態や予約状況等により若干前後することがあります。

[ドッグラン]

20. 入退場の際は、必ずリードを付けてください。登録犬が場内の環境や他の犬に慣れ、落ち着いてからリードを外してください。
  21. 場内では、飼い主は登録犬から目を離さないよう見守り、登録犬が次のような行動をとったときは、直ちに制止するなど、飼い主が責任をもって必要な措置を行ってください。
    - (1) マウント行為
    - (2) 他の犬を追い掛け回すなど、危害を及ぼす可能性が認められる行動
    - (3) 興奮して吠え続けるなど、他の利用者や近隣の方々へ迷惑となる行動
  22. 場内でお子様が大きな声を出して走り回るなどすると、犬を興奮させ、事故等に繋がることがありますので、保護者の方は御注意願います。
  23. 甲施設管理者から施設利用上の注意や指示があった場合には、必ずこれに従って下さい。注意や指示に従わないときには、ご利用をお断りすることがあります。
- なお、場内の混雑状況等に応じて、利用エリアを指定させていただく場合があります。
24. 登録犬が場内で排泄した糞や吐物等の汚物は、ペットシーツ等により飼い主が責任をもって処理し、持ち帰ってください。小便是水をかけるなどの処理をしてください。

25. 退場の際には、登録犬の糞やごみが落ちていないか確認のうえ、必要に応じて清掃を行ってください。

第11条(サービスの中断・中止)

甲はサービス中の登録犬・登録猫の健康状態、精神状態、行動等に応じ、甲の判断でサービスを一時中断または中止する場合があります。一時中断した場合は、仕上がり時間は当然に順延となりますが、当該順延に伴う割引等は一切行いません。サービスを完了することなく中止することとした場合のサービス代金については、甲乙が誠意をもって協議し決定するものとします。

第12条(緊急時の対応)

1. 本サービスの提供中(送迎、作業、待機中を含む)に登録犬・登録猫が負傷した場合、または体調不良となった場合、甲は速やかに登録事項の連絡先に連絡します。
  - (1) 緊急を要する場合、または登録事項の連絡先と連絡が取れない場合、甲施設のスタッフの判断で必要な措置をとることができるものとします。かかる緊急の措置に関して、甲は、甲に故意または重過失がある場合を除いて、一切の責任を負いません。
  - (2) 前号に定める緊急時の獣医師診療費、医療品およびその他諸経費は乙の負担となります。

第13条(禁止事項)

1. 乙は、本サービスの利用にあたり、次の各号のいずれかに該当する行為または該当すると甲が判断する行為をしてはなりません。

[施設全般]

- (1) 法令、本規約ならびに甲が定める注意事項その他諸規則等に違反する行為
- (2) 本サービスを利用する他の会員その他の第三者及び甲施設スタッフ(以下、総称して「他の会員等」といいます)に対する暴力行為及び威嚇行為
- (3) 他の会員等に対する誹謗中傷、暴力的な言葉や大声を発する行為
- (4) 甲および他の会員等に対する法的責任を超えた不当な要求行為
- (5) 他の会員等に対するストーキング行為、セクシャルハラスメント等の公序良俗に反する行為
- (6) 甲の許可無く本施設及びその付近における写真、ビデオ撮影、録音等の行為
- (7) 甲の許可無く本施設およびその付近におけるビラ等の配布、はり紙等の提示、営業行為、政治活動、宗教活動、署名活動、勧誘活動およびその他これに準ずる行為
- (8) 甲及び他の会員等の知的財産権、肖像権、プライバシー権その他権利または利益を侵害する行為
- (9) 甲施設のスタッフの指示に従わない等、本施設の運営を妨げるまたは恐れのある行為

(10) その他甲が不適切と判断する行為。

[ペットホテル・トリミングサロン・その他サービス]

(11) 引渡し時刻までに登録犬・登録猫を引き取りに来ない等、登録犬・登録猫を放置する行為。

[ドッグラン]

(12) 甲施設で提供していない飲食物の持ち込み。但し愛犬のおやつはこれに限らない。

(13) 場内での喫煙行為

(14) 場内でのブラッシング行為

2. 会員が前項第 11号に違反した場合、第19条第 2 項の規約を適用するものとします。

第14条（盗難、紛失）

1. 乙が、本施設の利用に際して生じた盗難、紛失については、甲に故意または重過失がある場合を除いて、甲は一切の損害賠償の責を負いません。

2. 本施設内での忘れ物については、原則として1ヶ月保管後、甲にて処分します。

3. シッター訪問時はペットのお世話に関する物以外のお客様の私物には一切触れません。紛失物に関しては責任を負いかねますので、貴重品などはなるべくご自宅に置かないようお願いいたします。

第15条（本施設の休業）

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、本施設の全部または一部を休業することができます。

- (1) 気象、自然災害、法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむを得ない事由により本施設の営業が困難と甲が判断した場合
- (2) 本施設の点検、補修または改修をする場合
- (3) その他、甲が休業を必要と判断した場合

第16条（本施設の閉鎖）

甲は、次の各号のいずれかに該当する場合、本施設の全部または一部を閉鎖または変更することができます。

- (1) 気象、自然災害法令の制定、改廃、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他会社経営上止むを得ない事由により本施設の営業が困難と甲が判断した場合

第17条（退会手続）

1. 乙は、退会をしようとする時は、その退会の日1ヶ月前までに甲が定める解約届を提出の上、退会手続を完了することにより、本サービスを受けるための会員としての登録

を抹消し、退会することができます。

解約届の提出から1ヶ月以内に次回の入会日（決済日）がある場合はその会費分を乙は甲に解約届提出時に支払わなければならない。

2. 前項による退会にあたり、本サービスに関する債務がある場合、乙は、当該債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに甲に対して当該債務を支払わなければなりません。
3. 乙は、その退会の日までに甲施設内にてスタッフの確認の元、スマートフォン等に登録した入館用アプリの削除を行う義務があるものとします。なお、退会手続き後に入館アプリを削除された場合は、再入会を希望される場合を除き、以後の乙の甲施設への入館およびサービス利用ができなくなりますので、ご注意下さい。
4. 退会後の乙の会員情報の取扱いについては、第19条の規定に従います。

第18条（甲による登録抹消）

1. 甲は、乙が次の各号のいずれかの事由に該当する場合、事前の通知または催告することなく、本サービスの利用を一時的に停止・または会員登録を抹消することができます。この場合、会員は本サービスの利用に関する一切の権利を失います。
  - (1) 法令、本規約ならびに甲が定める注意事項等に違反した場合
  - (2) 第4条第4各号のいずれかの事由に該当する場合
  - (3) その他、乙が会員としての登録、又は本サービス利用が適当でないと判断した場合
2. 前項各号のいずれかの事由に該当する場合、乙は、本サービスに関する債務の一切について当然に期限の利益を失い、直ちに甲に対して当該債務を支払わなければなりません。
3. 甲は、本条に基づき甲が行った行為により会員に生じた損害について、甲に故意または重過失がある場合を除いて、一切の責任を負いません。
4. 乙が月額支払いの本会員で、会費の未納が2ヶ月続く場合、会員登録の抹消ができません。その際に乙は入会金(10万円)を頂戴致します。

第19条（乙の責任）

1. 本サービスの提供中(送迎、作業、待機中を含む)に登録犬が甲または第三者の資産を破損または著しく汚損した場合、甲に故意または重過失がない限り、乙は甲または第三者の損害を全額賠償するものとします。
2. 乙が甲に連絡することなく一週間以上預けた登録犬や登録猫をお迎えにこない場合、甲に預けた登録犬・登録猫に対する所有権を乙が放棄したとみなします。また、状況により警察又は保健所に通報させていただく場合があります。

第20条(甲の責任)

1. 本サービス提供後、48時間以内に登録犬・登録猫の健康状態、皮膚、被毛、肉球、爪等に異変が認められた場合であって、かかる異変の発覚後24時間以内に、登録犬・登

録猫が獣医師の診察を受け、かつその異変の原因について当該獣医師が本サービスに起因するものであると認定した場合、甲は、当該獣医師による登録犬・登録猫の異変が本サービスに起因するものである旨記載された診断書に基づき、(1)本サービス利用料金(2)当該診察料金(3)その他治療に要した合理的な費用を乙に返還いたします。

2. 本サービス提供終了時より48時間以内に登録犬・登録猫が死亡した場合であって、死亡後24時間以内に登録犬・登録猫の遺体が獣医師に持ち込まれ、かつその死亡原因について当該獣医師が本サービスに起因するものであると認定した場合、甲は、当該獣医師による登録犬・登録猫の死亡が本サービスに起因するものである旨記載された死亡診断書に基づき、(1)本サービス利用料金および(2)登録犬・登録猫の販売料金または甲の算定する販売料金相当額を乙に全額返還いたします。
3. お預かり中に生じた事故で、甲の過失による死亡、逃亡については、(1)本サービス利用料金および(2)登録犬・登録猫の販売料金または甲の算定する販売料金相当額を限度に保障いたします。

#### 第21条（免責）

1. 前条に定める場合を除き、本サービス利用中に起きた、不慮の事故・天災・または持病・特異体質等の不可抗力による怪我や死亡についても、甲に故意または重過失がない限り、甲は一切の責任を負いません。
2. 甲は、本サービスの提供に際し、乙の登録犬・登録猫が第三者に与えた損害につき、一切の責任を負いません。乙は、乙の登録犬・登録猫が第三者に与えた損害（甲施設内における咬傷事故を含む）について、乙の責任と費用で解決し、甲に損害を与えないものとします。

#### 第22条（個人情報の保護）

甲は、乙の個人情報の取扱について、別途甲が定める個人情報保護方針に従うものとし、乙は当該個人情報保護方針に基づき甲が乙の個人情報を取り扱うことについて同意するものとします。

#### 第23条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項またはその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効または執行不能と判断された場合であっても、本規約の残り及び一部が無効または執行不能と判断された規定の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第24条（合意管轄）

1. 本規約につき甲および乙に疑問が生じた場合、互いに誠実に話し合い、解決に向け努力しなければならないものとします。
2. 本契約に関する訴訟は、甲の本施設所在地を第一審の合意管轄裁判所とすることに甲および乙は合意するものとします。

#### 第25条（準拠法）

本サービスの利用に関する問題は、日本法を準拠法とします。

以上

#### 例話4年4月26日改定

ベーシック会員・ゴールド会員・ダイヤモンド会員の名称を廃止し、ビジター会員・一般会員・選べるサブスク会員に統一。  
ペットシッティング・アニマル整体サービスを廃止。

#### 令和4年2月25日改定

シルバークラウンの名称を廃止し、ベーシック会員に統一。  
第4条の会員区分にライト会員を追記。カフェ会員を廃止。  
第8条の会員区分にライト会員を追記。カフェ会員を廃止。年払い更新料2万円を廃止。

#### 令和3年12月19日改定

第10条第6項に、乙は、登録犬が施設内にて、お預かり中（保育含む）に30秒以上吠え続ける場合、口輪を登録犬に甲が対処することにご協力ください。を追記

#### 令和3年9月8日改定

第17条第1項に、解約届の提出から1ヶ月以内に次回の入会日（決済日）がある場合はその会費分を乙は甲に解約届提出時に支払わなければならない。を追記  
第18条第4項に、乙が月額支払いの本会員で、会費の未納が2ヶ月続く場合、会員登録の抹消ができます。その際に乙は入会金（10万円）を追記

#### 令和3年5月10日改定

第5条第1項に、「登録犬・登録猫の吠え声がひどく近隣に迷惑がかかると甲が判断した場合」「登録犬・登録猫の噛み癖がひどく他の会員及び犬猫に危険があると甲が判断した場合」の項目を追記  
第10条[施設全般]の第5項として、乙は、登録犬・登録猫が施設内にて30秒以上吠え続ける場合、席・フロアの移動又は退店の協力をしてください。を追記

#### 令和3年4月25日改定

第4条第2項にて、ダイヤモンド会員の特典の「保育週2回でトリミング月1回で選べます」を削除  
第4条第2項にて、フォトスタジオ利用時の割引、パースデープラン利用時の割引を削除  
第4条、第8条、第10条に、「保育会員」に関する内容を追記

令和3年3月27日改定  
第10条第9項にて、キャンセルポリシーを変更

令和3年3月20日改定  
準会員を削除、会員特典も削除  
第4条第2項にて、ゴールドプラン会員の特典項目からフォトスタジオを無料で使い放題および、2ヶ月前より予約可能を削除

令和3年3月7日改定  
ブロンズプランの名称を廃止し、準会員に統一  
第4条第2項にて、ゴールドプラン会員の特典項目にアニマル整体施術月2回を追記  
第7条に第3項として、入会金無料で年会費を月払いで選択された場合、最低利用期間3カ月間とする。3カ月以内に退会される場合には入会金を乙は甲に支払うものとする。を追記  
第8条に第9項として、年会費を月払いする場合は、会費お支払日から1ヶ月間となり、ご利用期間前に支払うものとする。を追記  
第8条第9項を第10項に変更  
第10条に第3項として、施設を利用する場合は、甲が承認した登録犬以外の犬は、必ずマナーベルトまたはオムツの着用をしてください。を追記  
第10条第4項として登録犬・登録猫が施設内で排泄した場合は、乙が責任を持って掃除をしてください。を追記

令和3年1月18日改定  
第17条第1項にて、その退会の日より1ヶ月前までに甲が定める解約合意書を提出の上、退会手続きを完了することにより、本サービスを受けるための会員としての登録を抹消し、退会することができます。